

指定管理者の指定について

集会所の指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設の名称及び当該施設の指定管理者
別紙のとおり
- 2 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年11月26日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

集会所の指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

葉山町集会所の指定管理者の候補の選定について

1 施設の名称

木古庭会館

2 指定管理者として選定する者

(1) 主たる事務所の所在地 三浦郡葉山町木古庭605番地の1

(2) 名 称 木古庭町内会

(3) 代表者の職・氏名 会 長 小松原 榮

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日(5年間)

4 選定した理由

提出された申請書等を審査し、実績等を考慮して現指定管理者が当該集会所の目的を最も効果的に達成できると認められるため、葉山町集会所条例第9条第2項により、現指定管理者を選定するものです。

葉山町集会所の指定管理者の候補の選定について

1 施設の名称

上山口会館

2 指定管理者として選定する者

(1) 主たる事務所の所在地 三浦郡葉山町上山口2627番地

(2) 名 称 上山口町内会

(3) 代表者の職・氏名 会 長 岩澤 重男

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日(5年間)

4 選定した理由

提出された申請書等を審査し、実績等を考慮して現指定管理者が当該集会所の目的を最も効果的に達成することができると認められるため、葉山町集会所条例第9条第2項により、現指定管理者を選定するものです。

葉山町集会所の指定管理者の候補の選定について

1 施設の名称

下山口会館

2 指定管理者として選定する者

(1) 主たる事務所の所在地 三浦郡葉山町下山口1705番地の1

(2) 名 称 下山口町内会

(3) 代表者の職・氏名 会 長 伊藤 正勝

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日(5年間)

4 選定した理由

提出された申請書等を審査し、実績等を考慮して現指定管理者が当該集会所の目的を最も効果的に達成することができると認められるため、葉山町集会所条例第9条第2項により、現指定管理者を選定するものです。

葉山町集会所の指定管理者の候補の選定について

1 施設の名称

一色岡会館

2 指定管理者として選定する者

(1) 主たる事務所の所在地 三浦郡葉山町一色473番地の5

(2) 名 称 一色第一町内会

(3) 代表者の職・氏名 会 長 鈴木 洋祐

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日(5年間)

4 選定した理由

提出された申請書等を審査し、実績等を考慮して現指定管理者が当該集会所の目的を最も効果的に達成することができると認められるため、葉山町集会所条例第9条第2項により、現指定管理者を選定するものです。

葉山町集会所の指定管理者の候補の選定について

1 施設の名称

一色第2岡会館

2 指定管理者として選定する者

(1) 主たる事務所の所在地 三浦郡葉山町一色473番地の5

(2) 名 称 一色第一町内会

(3) 代表者の職・氏名 会 長 鈴木 洋祐

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日(5年間)

4 選定した理由

提出された申請書等を審査し、実績等を考慮して現指定管理者が当該集会所の目的を最も効果的に達成することができると認められるため、葉山町集会所条例第9条第2項により、現指定管理者を選定するものです。

葉山町集会所の指定管理者の候補の選定について

1 施設の名称

真名瀬会館

2 指定管理者として選定する者

(1) 主たる事務所の所在地 三浦郡葉山町堀内1074番地

(2) 名 称 真名瀬町内会

(3) 代表者の職・氏名 会長 加藤 清

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日(5年間)

4 選定した理由

提出された申請書等を審査し、実績等を考慮して現指定管理者が当該集会所の目的を最も効果的に達成することができると認められるため、葉山町集会所条例第9条第2項により、現指定管理者を選定するものです。

葉山町集会所の指定管理者の候補の選定について

1 施設の名称

木の下会館

2 指定管理者として選定する者

(1) 主たる事務所の所在地 三浦郡葉山町堀内817番地

(2) 名 称 木の下町内会

(3) 代表者の職・氏名 会 長 森 寄 昭 一

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日(5年間)

4 選定した理由

提出された申請書等を審査し、実績等を考慮して現指定管理者が当該集会所の目的を最も効果的に達成できると認められるため、葉山町集会所条例第9条第2項により、現指定管理者を選定するものです。

葉山町集会所の指定管理者の候補の選定について

1 施設の名称

元町会館

2 指定管理者として選定する者

(1) 主たる事務所の所在地 三浦郡葉山町堀内946番地

(2) 名 称 元町たかさご会

(3) 代表者の職・氏名 会 長 小峰 梅男

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日(5年間)

4 選定した理由

提出された申請書等を審査し、実績等を考慮して現指定管理者が当該集会所の目的を最も効果的に達成することができると認められるため、葉山町集会所条例第9条第2項により、現指定管理者を選定するものです。

葉山町集会所の指定管理者の候補の選定について

1 施設の名称

長柄下会館

2 指定管理者として選定する者

(1) 主たる事務所の所在地 三浦郡葉山町長柄264番地

(2) 名 称 長柄下町内会

(3) 代表者の職・氏名 会 長 小峰 道晴

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日(5年間)

4 選定した理由

提出された申請書等を審査し、実績等を考慮して現指定管理者が当該集会所の目的を最も効果的に達成することができると認められるため、葉山町集会所条例第9条第2項により、現指定管理者を選定するものです。

葉山町集会所の指定管理者の候補の選定について

1 施設の名称

葉桜会館

2 指定管理者として選定する者

(1) 主たる事務所の所在地 三浦郡葉山町長柄1413番地の154

(2) 名 称 葉桜自治会

(3) 代表者の職・氏名 会 長 西村 肇

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日(5年間)

4 選定した理由

提出された申請書等を審査し、実績等を考慮して現指定管理者が当該集会所の目的を最も効果的に達成することができると認められるため、葉山町集会所条例第9条第2項により、現指定管理者を選定するものです。

葉山町集会所の指定管理者の候補の選定について

1 施設の名称

イトーピア会館

2 指定管理者として選定する者

(1) 主たる事務所の所在地 三浦郡葉山町長柄1642番地の615

(2) 名 称 イトーピア葉山自治会

(3) 代表者の職・氏名 会 長 森 徹

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日(5年間)

4 選定した理由

提出された申請書等を審査し、実績等を考慮して現指定管理者が当該集会所の目的を最も効果的に達成できると認められるため、葉山町集会所条例第9条第2項により、現指定管理者を選定するものです。